

お客様 各位

みかさ社会保険労務士法人

## 利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢 SR-SAAS）障害に伴う個人情報保護に関して

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人に対しまして、格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

2023年6月13日付にてご報告申し上げました利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢 SR-SAAS）障害に伴う個人情報保護に関し下記の通り2点ご報告申し上げます。

### [1]

下記、株式会社エムケイシステムからの報告のとおり、2023年6月13日時点において、情報漏洩は確認できていないとの報告を受けております状況ですが、「流出の恐れ」の可能性の観点から、全国社会保険労務士会連合会の指示および個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会への報告を行うことを、お客様皆様にご通知申し上げます。

当法人から個人情報保護委員会へ顧問先様としての企業名等（報告項目は、名称、所在地、電話番号）の一括報告をもって、お客様から個人情報保護委員会への報告を行う必要はございません。

### [2]

お客様の従業員様に対し、各従業員様および被扶養家族様の個人情報に関して、「流出の恐れ」の可能性を、個人情報保護法に基づき通知する義務がございますが、この措置につきましては、現在、全国社会保険労務士会連合会において、株式会社エムケイシステムの対応を聴取し、共通の通知文書を策定し対応予定です（2023年6月14日現在）。

全国社会保険労務士会連合会より通知文書の交付がございましたら、お客様皆様へ届けさせていただきますので、大変お手数をお掛け致しますが、各従業員様へのご通知の程、お願い申し上げます。

なお、お客様の任意のフォーマットでのご通知を妨げるものではございません。

当該個人情報に関する事項ほか、また状況が判明次第、お客様各位へはご報告申し上げます。

この度は、利用システム（株式会社エムケイシステム 社労夢 SR-SAAS）障害により、お客様皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、重ねてお詫び申し上げます。

## —労働保険事務組合にご加入のお客様へ—

以下、東京 SR 労働保険事務組合からのお知らせになります。

福岡 SR 労働保険事務組合も同様の取扱いになるものと想定しております。

会員 各位

### 社労夢 SR-SAAS システムのランサムウェア被害について(続報)

平素より当センターの事業運営につきましては、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、6月13日にメールにて通知いたしましたが、本日改めて個人情報保護委員会へ報告の方法を確認したところ、当SRセンターにおいて一括して報告（報告項目は、名称、所在地、電話番号）することで承認いただきましたので、ご連絡させていただきます。

既に、ご報告をされた会員の方につきましては、大変お忙しい中でお手数をお掛致しました。お詫び申し上げます。

なお、社労夢の機能回復等の時期については、何の情報も入手出来ておりませんが、引き続き、情報収集に努め、新たな情報が入り次第会員の皆様にお知らせいたします。

東京 SR 経営労務センター  
会長 亀谷 康弘

## —株式会社エムケイシステムからのお知らせ（抜粋）—

お客様各位

株式会社エムケイシステム  
開発統括 渡邊 昌治

### 社労夢接続障害について（第22報 6月13日 19:30時点）

関係各位の皆様には、大変ご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ございません。深くお詫び申し上げます。

現在までの状況をご報告させていただきます。

—省略—

現時点で、個人情報の流出の事実は確認しておりませんが、流出の恐れの可能性を重視し、6月8日15時に個人情報保護委員会へ報告を完了しております。

—以下、省略—

## —参考 全国社会保険労務士会連合会からの通知（抜粋）—

会員各位

令和5年6月12日  
全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実

### 株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う影響に関する対応について

一般の株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う影響については、ユーザの方々の業務の遅滞、顧問先への説明等の対応等、様々な影響が生じていることを大変憂慮しており、今後の影響に強い危惧を抱いております。

現在、当連合会においては、厚生労働省、個人情報保護委員会等関係機関との間で連携を図り、現状を共有するとともに、今後の対応について綿密な協議を行っております。

本件に関しましては、本日、同社の来訪を受け状況を聴取したところであり、その結果を踏まえ、現時点でご連絡すべき事項を下記に記載いたしましたので、ユーザの方々におかれましては、内容のご確認を頂きますようお願い申し上げます。

また、今後新たな情報に接した場合には、速やかにお知らせいたしますことを申し添えます。

### 記

#### 1. 個人情報保護委員会への報告について

既にご案内のとおり、同社が提供している「社労夢」を利用している社労士及び当該社労士の顧問先事業主等は個人情報取扱事業者として、個人情報保護法第26条第1項及び個人情報保護法施行規則第8条に拠り、事態を承知した後、速やかに（5日以内）に個人情報保護委員会に報告する義務が生じます。

業務上多大なる影響を受けておられるなか、誠に心苦しく存じますが、報告書の雛形を含め、詳細につきましてはこちらをご確認ください。

#### 2. 労働社会保険諸手続の特例的な措置等について —省略—

#### 3. システム復旧の見込みについて

同社から状況を聴取した限りにおいては、現時点でシステムの復旧については、3~4週間程度の期間を要することが見込まれております。

—以下、省略—

以上